

令和 8 年度 新宿区立保育園・子ども園障害児保育週末補助員 募集案内

この採用選考は、新宿区保育園・子ども園障害児保育週末補助員の採用予定者を決定するために実施いたします。

1 職種、採用予定数等

職種	職名	採用予定数	備考
福祉系	保育園障害児保育週末補助員	1 名	土曜日のみの勤務

2 身分

地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に基づく会計年度任用職員（一般職）

3 職務内容

保育園及び子ども園の園長の指示を受けて保育業務に従事し、保育士を補助する。

4 勤務場所及び任用期間等

- ・新宿区立中落合第二保育園 保育園障害児保育週末補助員 1 名

住所：東京都新宿区戸山中落合 2－7－24

勤務時間：9 時 00 分から 16 時 00 分まで 実働 6 時間、休憩時間は要相談

10 時 00 分から 17 時 00 分まで 実働 6 時間、休憩時間は要相談

週休日：日曜日と、月曜日から金曜日

任用期間：令和 8 年 10 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

※期間を定めた任用であり、令和 9 年 4 月 1 日以降の任用を保障するものではありません。

5 受験資格

保育士資格または、幼稚園教諭、看護師のいずれかの資格

※1 ただし、地方公務員法第 16 条の各号のいずれかに該当する方は応募できません。

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 新宿区職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (5) 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者

※2 上記全ての業務に従事する者は令和8年12月25日に施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（以下こども性暴力防止法と記載）に基づき、特定性犯罪の事前確認、犯罪事実確認の対象となります。このため、予め、採用選考過程において、書面により、特定性犯罪の有無について申告していただきます。

※3 採用内定者については、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）に基づき、本採用選考の最終合格後から採用内定前までに「保育士特定登録取消者管理システム」を活用し、特定登録取消者に該当するかどうかを確認します。照会の結果、特定登録取消者に該当することが判明した場合は、採用しない場合があります。

6 選考方法、日時及び場所

日時・会場	各保育園※面接日時の詳細は、各園採用担当からご連絡いたします。
選考方法	面接（個別面接）
結果発表	面接日から10日以内※結果は合否にかかわらず受験者全員にお知らせします。

7 申込手続

所定の申込書に、申込書裏面の記入上の注意をよくお読みのうえ、必要事項を記入し、下記のとおり提出してください。なお、申込書類は一切返却いたしません。

申込方法	保育課運営係までお電話でお申込みください。各園の採用担当から折り返しご連絡いたします。 ＜面接時持参書類＞ ・ 新宿区会計年度任用職員採用選考申込書 ・ 資格証のコピー
申込期限	令和8年8月31日(月)まで
申込先	〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 新宿区子ども家庭部保育課運営係 電話 03-5273-4525 FAX03-3209-2795

8 勤務条件

勤務時間	「4 勤務場所及び任用期間等」のとおり ※ 所定労働時間を超えて、勤務することは原則としてありません。
休日等	週休日：「4. 勤務場所及び任用期間等」のとおり 休日：国民の祝日、年末年始 ※ 週休日の振替や休日の代休日を指定することがあります。

休暇等	(有給休暇) 年次有給休暇慶弔休暇等があります。
報酬等	・月額 48,494円(地域手当相当分を含む。) ・通勤費用 出勤日数分の手当額を算出し支給 ※ 採用前に給与改正等があった場合は、その定めるところによります。 ※ 昇給制度はありません。
加入社会保険	適用はありません。
公務災害補償	地方公務員災害補償法、特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例、労働者災害補償保険法等の定めにより公務災害の補償をします。
服務	地方公務員法の服務規定が適用されます。 地方公務員法の懲戒処分・分限処分の対象となります。
再度の任用	再度の任用の可能性 あり 同一の職が翌年度も設置され、かつ能力実証の結果が良好等である場合は、特例として、公募によらず再度の任用を行うことがあります。なお、公募によらない再度の任用は、年度末年齢70歳(技能系の職は67歳)が、上限年齢となります。 ※ 任期を定めた任用であり、再度の任用を上限年齢まで保障するものではありません。 ※ 公募による再度の任用については、年齢制限はありません。 ※ 廃職を生じた場合又は事務事業の都合により必要がなくなった場合等は、再度の任用は行いません。

9 個人情報の取扱いについて

本採用選考の実施にあたり、申込書等により収集した個人情報については、本採用選考業務にのみします。

10 こども性暴力防止法の施行に伴う対応について（参考）

(参照条文)

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)(抄)

(定義)

第二条(略)

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第七十六条、第七十七条、第七十九条から第八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条(同項の罪に係る部分に限る。)の罪

二 盗犯等の防止及び処分に関する法律(昭和五年法律第九号)第四条の罪(刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。)

三 児童福祉法第六十条第一項の罪

四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第四条から第八条までの罪

五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和五年法律第六十七号)第二条から第六条までの罪

六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器(以下このロにおいて「写真機等」という。)を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ みだりに卑わいな言動をする行為(イ又はロに掲げるものを除く。)

ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者(その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者(当該執行猶予の言渡しを取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。))を除く。)であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

【問い合わせ先】

新宿区子ども家庭部保育課運営係

所在地：〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1

電話：03-5273-4525 (直通) (土日祝日を除く午前8時30分から午後5時まで)

FAX：03-3209-2795